自衛隊は戦力か 語らず

自民9条改憲案

「違憲論」の払拭不透明

自民党の憲法9条改正案は、戦力不保持や交戦権の否認をうたった現行の2項を維持しながら、自衛隊の存在を明記する内容で固まった。党内では、石破茂元幹事長らが「2項削除案」を強く主張し、大きな対立点となったものの、安倍晋三首相（党総裁）らの意向に近い形での意見集約が優先された。自衛隊は「戦力」か否か、文民統制をどう位置付けるかなど、2項の維持と削除を巡る論点をまとめた。

【1面参照】

▲自民党・憲法改正推進本部の全体会合であいさつする細田博之本部長（奥左から2人目）＝22日、東京の党本部

憲法9条改正を巡る 2項維持案と削除案の違い

	2項維持案	2項削除案
自衛隊	自衛隊が戦力か否か、2項と矛盾しないかの疑問が残る	戦力不保持規定が消え、自衛隊の違憲性はなくなる
集団的自衛権	自民党は、限定行使のまま範囲は拡大しないと主張	憲法上は制約がなくなる可能性がある
文民統制（シビリアンコントロール）	首相が自衛隊の最高指揮監督者で、自衛隊の行動は国会のその他の統制に服すると規定	首相が自衛隊の最高指揮官で、自編制、行動等において国会の統制に服すると規定

読み解く

公明の理解優先

【自衛隊】

2項維持案は現行の9条には一切手を付けずに、自衛隊の存在を明記する条文を追加し「自衛隊違憲論」に終止符を打つのが狙いだ。

政府は2項が保有を禁じる「陸海空軍その他の戦力」について「自衛のための必要最小限度を超える実力」と解釈。自衛隊は戦力と警察力の中間にある「自衛力」を保持する組織だと、これまで説明し、この見解を維持する方向だ。

しかし憲法学者らが指摘してきたように、自衛隊が「戦力」ではないとする政府の説明が妥当なのかという疑問は残り、「違憲論」が完全に払拭できるかは見通せない。そうなれば現行2項と矛盾しかねない改憲を目指す姿勢が問われる。

石破氏は、9条を全面的に書き換え、新2項に自衛隊の保持を明記すべきだと主張した。現行の2項維持案に対しては「必要最小限度だから戦力ではない、戦力でないから軍隊ではない」と言うのは詭弁だ」と批判したが、9条改憲に慎重な公明党や野党、世論の理解が得にくいとの意見が出ている。

「死文化」の懸念

【集団的自衛権】

石破氏は、戦争放棄を定めた現行1項から「国権の発動たる戦争」などの文言を削除する案を提起した。新2項には自衛隊の目的として「国際社会の平和と安定を確保するため」との一節も組み入れるよう求めた。主権国家として、集団的自衛権の制約をなくすべきだとの思いからだ。

首相は1月の国会審議で「2項を変えれば、集団的自衛権行使の全面容認も可能になる」と削除案に疑問を呈し、2項を維持すれば変化が生じないと強調した。

ただ2項維持案は、自衛権を巡り「わが国の平和と独立を守り、国および国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げない」と記述する方向となり、自衛隊の活動範囲や任務は拡大する可能性がある。立憲民主党などは「後法（後から作られた法律）優先の原則」から現行2項が上書きされて「死文化」すると懸念。無制限の集団的自衛権行使に道を開くと反対している。

国会統制緩やか

【文民統制】

石破氏は、2012年の自民党改憲草案で打ち出した「国防軍」創設盛り込みまでは主張しなかったが、自衛隊を他国同様の「軍隊」として位置付けるべきだとの意識が強い。昨年12月には「憲法を改正するなら、軍隊とは何かということから目をそらしてはならない」と訴えた。

そのため、2項削除案では文民統制（シビリアンコントロール）の規定で、首相を自衛隊の最高指揮官と明記。「自衛隊は予算、編制、行動等において国会の統制に服する」と記した。

2項維持案は首相を自衛隊の「最高の指揮監督者」と位置付けたものの、国会との関わりは「自衛隊の行動は国会の承認その他の統制に服する」とやや緩やかだ。

憲法の矛盾解消されず■自衛隊に強い法的根拠

元内閣官房副長官補の柳沢協二氏の話 現行の憲法と自衛隊の矛盾は、国の政策として海外任務に当たっても、交戦権が認められていないため、武器使用の責任を自衛官個人が負う点にある。交戦権を認めるなら9条2項を削除するしかなく、認めないなら海外で武器を使用する任務はできないが、現在の安保法制下では海外での武器使用は避けられない。自民党が取りまとめた改憲案では矛盾が残ったままだ。自衛隊が大半の国民の支持を得ている現状で求められるのは、自衛隊の根拠を条文に書くことではなく、どのような自衛隊であれば国民が支持するかを明確にすることだ。

八木秀次・麗沢大教授（憲法）の話 自衛隊が法律で規定された存在である以上、法律で廃止することもできる。憲法に明記すれば、廃止する際も憲法改正が必要になるため、その法的根拠が強固になる意義は大きい。自衛隊には防衛以外にも治安出動や災害派遣といった任務がある。自民党の改憲案にある「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために」という部分は、こうした任務が含まれると読み取れるような表現にするべきだ。9条2項を残す以上、「必要最小限度の実力組織」という政府見解は維持されるため、憲法に書き込む必要はない。

水島朝穂・早稲田大教授（憲法）の話 9条2項を残したまま自衛隊を明記するのは大きな矛盾だ。「戦力の不保持」と「自衛隊」が憲法の中に併存することで、「自衛隊は戦力ではないのか」という議論は続き、違憲論は払拭されない。さらに、「必要最小限度」との文言が外れることで、装備の規模や内容、部隊の運用に抑制が効かなくなり、実質的な軍隊としての機能を果たすことも可能となる。将来的に「国防軍」にするための2段階改憲へのステップという狙いが透けてみえる。

自民党の改憲条文案全文

■9条への自衛隊明記

（細田博之本部長が想定する案）

9条の2（新設）前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

■緊急事態条項

第73条の2（新設）大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待いとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるとる。

②内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第64条の2（新設）大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上

■参院選「合区」解消

第47条（改正）両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙

前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第92条（改正）地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

■教育充実

求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

第89条（改正）公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若

最高は0時～15時
最低は前日21時～9時
湿度、天気は15時

	高 平年比	最	低 平年比	湿度	天気
札幌	-4.4	6.4	-1.2	72	曇
旭川	-3.5	7.1	-0.8	53	曇
帯広	-5.6	6.0	+0.9	64	曇
釧路	-5.0	6.0	-0.3	70	曇
網走	-4.7	6.8	-1.4	59	晴
室蘭	-5.9	1.8	-1.9	76	晴
浦河	-5.0	6.2	-1.8	62	晴
稚内	-5.5	6.6	-0.1	63	晴
紋別	－	3.8	－	－	曇
秋田	-1.6	7.6	-1.9	51	晴
山形	-0.8	7.9	-0.3	42	曇
仙台	-3.0	8.1	+1.8	66	曇
福島	-5.3	6.3	+1.8	60	曇
福井	-4.3	14.6	-2.7	50	曇
福岡	-2.8	7.7	+2.0	37	晴
佐賀	-1.7	8.3	+1.9	54	晴
熊本	+0.9	7.4	+2.4	55	晴
大分	-0.4	3.7	-1.5	79	雨
宮崎	-2.5	1.9	+0.2	78	曇
鹿児島	+1.4	-1.0	+0.6	62	曇

「－」は観測データなし

サクラだより

福岡県小郡市 小勝負城址公園 甘木市 丸山公園 朝倉市 発心の桜 久留米市 高良山 大牟田市 延命寺 福岡市 唐人町 福岡市 大濠公園 福岡市 城南区 福岡市 鳥飼八幡宮 福岡市 桜並木 福岡市 城南区